大垣市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大垣市が行う競争入札において、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)及び業務委託の契約を締結しようとする場合における最低制限価格制度(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の工事及び業務)

- 第2条 この要領の対象とする工事及び業務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ 該当各号に定めるものとする。
 - (1) 建設工事 予定価格 130 万円以上 5,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円) 未満のもの(総合評価落札方式を除く)
 - (2) 業務委託 予定価格 50 万円以上のもの (最低制限価格の算定方法)

予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

第3条 建設工事の最低制限価格は、次の表に掲げる工事の区分に応じ、定める額とする。 ただし、当該金額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は予定価格に 10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は

土木一式、とび・土工・コンクリート、	建築一式、営繕工事の「電気・電気通信」、管、	営繕工事以外の「電気・電気通信」、	
塗装、舗装、造園、鋼構造、しゅんせつ、	解体工事	機械器具設置	
さく井、水道施設			
①直接工事費×97%	①直接工事費×9/10×97%	①機器費 ×92%	
②共通仮設費×90%	②共通仮設費×90%	②直接工事費×97%	
③現場管理費×90%	③ (直接工事費×1/10+現場管理費) ×90%	③共通仮設費×90%	
④一般管理費×68%	④一般管理費×68%	④現場管理費×90%	
①から④の合計額×1.1	①から④の合計額×1.1	⑤一般管理費×68%	
		①から⑤の合計額×1.1	

2 業務委託の最低制限価格は、次の表に掲げる業務の種類に応じ、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。 ただし、測量業務に係る契約については、予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超 える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格の 10 分の 8.1 を乗じて得た額、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 乗じて得た額とするものとし、地質調査業務に係る契約については、予定価格 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格の 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格の 10 分の 10 小の 10 分の 10 小の 10 小の 10 分の 10 小の 10

業種区分	0	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗	
			じて得た額	_
建築関係の建設コ	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の	諸経費の額に 10 分の 6
ンサルタント業務			6を乗じて得た額	を乗じて得た額
土木関係の建設コ	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9	一般管理費等の額に 10
ンサルタント業務			を乗じて得た額	分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に 10	解析等調査業務費の額に 10	諸経費の額に 10 分の 5
		分の9を乗じて得た額	分の8を乗じて得た額	を乗じて得た額
補償関係コンサル	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9	一般管理費等の額に 10
タント業務			を乗じて得た額	分の5を乗じて得た額

附則

- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。